

北部地域振興交流拠点基本構想策定等支援業務委託仕様書（公募用）

1 業務名

北部地域振興交流拠点基本構想策定等支援業務

2 業務の目的

埼玉県は、北部地域の産業振興などを目的とした北部地域振興交流拠点（以下、「北部拠点」という。）の整備について、地元熊谷市など関係機関とともに検討を進めている。

北部拠点は、産業振興機能のほか、DXの進展により県民にとってより便利で、職員にとっても働きやすくなる未来の県庁の姿を先取りした「未来のオフィス」の先行整備、北部地域に点在する県の地域機関を集約し、利用者の利便性や効率性を高める地方庁舎の先行モデルとして整備することとなっている。

北部拠点の整備に当たっては、北部地域の特性や課題を踏まえ、求められる機能や性能を検討した上で、明確な基本理念に基づく基本構想を策定することが必要であり、本業務はそのために必要となる調査や分析、関連資料及び素案の作成を行うことを目的とする。

なお、北部拠点に整備する機能のうち産業振興機能については、別途検討を行うこととし、本業務における調査・検討の対象外とする。

3 整備予定地の概況

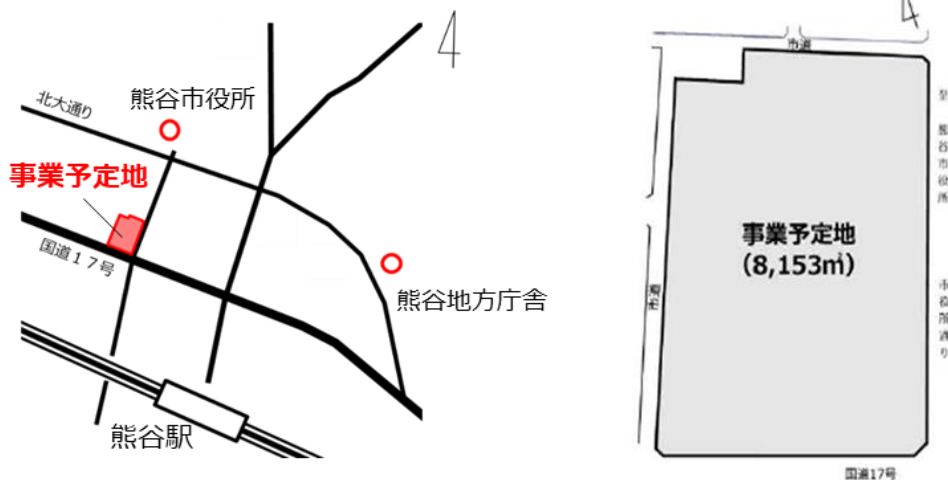
(1) 所在地

熊谷市本町二丁目地内、国道17号と市役所通りの交差点の一角

(2) 面積

8,153 m²（県：4,325 m²、市：3,828 m²）※市道部分を含む

(3) 位置図及び拡大図



4 履行期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

5 業務内容

(1) 北部拠点整備に関する検討支援

ア 現状と課題の整理

北部拠点に係るこれまでの検討経緯、整備予定地及びその周辺の現状と課題等の整理に当たり、専門的見地に基づく助言等の支援を行う。

本業務は、令和6年8月中旬を目安に作業を完了させること。

イ 基本理念の検討

北部拠点の基本理念の検討に当たり、参考となる事例等の情報収集及び専門的見地に基づく助言等の支援を行う。

本業務は、令和6年8月中旬を目安に作業を完了させること。

ウ 導入機能、性能等の検討

北部拠点への導入が想定される機能（例：県の執務室や県民対応窓口、地域のにぎわい創出に資する民間機能）や、施設の耐震性能や環境性能、災害等への対応の検討について、参考事例等の情報収集や専門的見地に基づく助言等の支援を行う。

本業務は、令和6年8月中旬を目安に作業を完了させること。

エ DXの進展に伴う新たな働き方を前提とし、生産性を高めるレイアウトなどを考慮した未来のオフィスの在り方の検討

北部拠点に入居可能性のある県機関（10課所程度）について、DXに伴う働き方の変化とオフィスの変革を踏まえ、執務スペースや会議スペース等のレイアウトや機能の在り方、北部拠点に入居可能性のある県以外の行政機関（例：国、市など）と効果的に連携したワンストップ窓口の在り方について、参考事例等を踏まえて検討し、提案を行う。

なお、未来のオフィスの姿については、「北部拠点の整備時点」及び「北部拠点の整備後、オンラインで大半の行政サービスの利用が可能となり、現在のオフィスの機能や規模の確保が不要となった時点」についてそれぞれ検討する。入居可能性のある県機関の一部についてはヒアリングを実施するほか、DXが進展した民間企業の事例も含めて、執務空間の在り方や来客対応の手法などを調査すること。

検討内容を踏まえ、5課所程度でレイアウト変更のシミュレーションを行い、簡易なイメージ図（フロアレイアウトの鳥観図を含む）を作成する。

本業務は、令和6年8月中旬を目安に作業を完了させること。

オ 規模、配置の検討

県が提供する資料（現行面積、想定する職員数、建築条件等）等も参考として、「ウ」「エ」及び「(2) サウンディング調査の実施」結果を踏まえ、北部拠点に入居する各機能別の規模（面積等）、配置（駐車場も含む）を検討する。また、

北部拠点の簡易なイメージ図（フロアごとの配置図）を作成する。

本業務は、令和6年10月上旬を目安に作業を完了させること。

カ 整備、管理手法の検討

北部拠点の施設整備にあたり、官民連携も含めた整備及び管理手法について、「イ」「ウ」等の結果を踏まえ、複数の事業スキーム案を検討し、それぞれの特徴や課題等を整理するとともに、北部拠点に適した整備手法を提案する。また、整備及び管理手法に係る先行事例の情報収集を行う。

本業務は、令和6年12月上旬を目安に作業を完了させること。

キ 事業費の精査

「オ」「カ」の検討等を踏まえ、北部拠点の整備に係る事業費（ライフサイクルコストや災害への対応に必要な機能の整備費などを含む）を精査し概算費用を算出する。

本業務は、令和6年12月上旬を目安に作業を完了させること。

ク 整備スケジュールの整理

「オ」「カ」の検討等を踏まえ、北部拠点の整備スケジュールを、それぞれの整備手法別に整理する。

本業務は、令和6年12月上旬を目安に作業を完了させること。

ケ 先行事例視察先の提案及び視察の同行

「エ」「カ」の検討や、都道府県と市町村との庁舎合築など、北部拠点の検討にあたり参考となる先行事例を調査し、それぞれの項目から複数を視察先として県に提案する。

本業務は、令和6年6月上旬を目安に作業を完了させること。

また、県が選定した視察先について、関係者と日程調整等を行い、視察当日は県に同行する。

コ その他

北部拠点への集約が検討される県地域機関の跡地について、地域の課題を踏まえた利活用方法の検討を行う。

本業務は、令和6年12月上旬を目安に作業を完了させること。

(2) サウンディング調査の実施

北部拠点の導入機能、整備・管理手法に係る検討にあたり、民間事業者等へのサウンディング調査を実施するため、以下の業務を行う。

ア 調査対象の検討、県への提案、調査対象との連絡調整

イ 調査対象は延べ20者程度（例：金融機関、地元商工団体、入居想定事業者、建設事業者、施設維持管理事業者など）

- ウ 調査は各1回の実施を基本とするが、必要に応じて2回以上の実施も検討。
- エ 調査時期は令和6年8月中旬までを基本とするが、2回目以降の調査はこの限りではない。
- オ サウンディング調査資料の作成、印刷、当日の進行、議事録の作成
- カ サウンディング調査結果概要の作成

(3) 北部地域振興交流拠点検討有識者会議（仮称）の運営支援

県行政・デジタル改革課が事務局を務める標記会議において、本業務を基に作成した資料を提供する。

また、会議有識者メンバー（5人程度）選定の検討や県の求めに応じて標記会議への参加、議事録作成等の支援を行う。

※有識者、経済界、地元自治体、県等の委員を構成メンバーとして、令和6年度に3回程度の開催を想定

(4) 次年度以降の課題の整理

次年度以降に検討が必要となる課題（北部拠点の整備に関する主な論点、集約候補となる県地域機関の跡地利活用の方向性など）について取りまとめる。

本業務は、令和6年12月下旬を目安に作業を完了させること。

(5) 基本構想素案の作成

5(1)～(4)の結果及び県が提供する資料等を県民に分かりやすく取りまとめ、県が策定する基本構想の素案を作成する。素案については、概要版も別途作成する。

本業務は、令和7年1月上旬を目安に作業を完了させること。

(6) 本業務のスケジュールの提案・協議

5(1)～(5)の業務スケジュールについて、県の意向を踏まえた最適なスケジュールを提案し、その内容について県と協議する。

本業務は、令和6年4月中旬を目安に作業を完了させること。

6 成果物

(1) 成果物の提出

本業務における調査分析内容、各種協議・ヒアリング内容、事業方針検討資料、各種作成資料等をまとめた報告書の電子データ(Microsoft PowerPoint、Microsoft Word 又は Microsoft Excel)を成果物とする。なお、成果物は原則として、報告書、報告書概要版及び資料編の3種類とする。

※成果物の提出に当たっては、事前に県の確認を受け、承認された上で提出すること。

(2) 中間報告

令和6年10月下旬までに、本業務に係る中間報告を提出すること。

※提出範囲は県と協議の上決定する。その他、県が必要に応じて部分納品を求める場合がある。

(3) 成果物の帰属

成果物の管理及び権利の帰属は、すべて県のものとし、県が承諾した場合を除き、受託者は成果物を公表してはならない。

7 再委託について

(1) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に県に対し、再委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を報告し、県の承諾を得た場合はこの限りではない。

(2) 受託者は、業務を第三者に再委託した場合、当該委託先に対して、本仕様書に定める受託者の義務と同等の義務を負わせるとともに、県に対して当該再委託先の全ての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

8 提供資料

業務遂行上必要がある次の資料について、受託者に提供又は貸与するものとする。

なお、提供資料のうち、ホームページで公開されている以外の資料（以下、「機密資料」という。）については、複写・複製を禁ずるとともに、本契約の終了後直ちに県に返還すること。

また、機密資料の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこととし、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(1) 現行面積や庁舎図面

(2) 想定する職員数

(3) その他関連するデータ

9 委託料の支払い

(1) 委託料は、業務完了後一括払いとする。

(2) 受託者は県の検査に合格したときは、委託料の請求をすることができる。

10 留意事項

(1) 受託者は、法令はもとより、本県の条例、規則、規程等を遵守し、県が最適な成果を得られるよう本業務委託を誠実に遂行すること。また、業務に当たっては、積極的な提案を県に対して行うこと。

(2) 受託者は、本業務委託の遂行に当たり、上記の指示事項その他の必要要件について十分協議を行うとともに、県の指示を受けること。また、委託内容等について疑義が生じた場合には、速やかに県と協議の上対応すること。

(3) 受託者が報告書等作成のために作業する環境及び必要な経費は、受託者が準備すること。ただし、受託者が必要に応じて本県庁舎内で作業や会議、打合せを行う場合には、可能な限り県がこれを準備する。

(4) 業務の処理について

ア 受託者は、5(6)で協議したスケジュールに基づき業務を実施すること。

イ 受託者は、適宜、業務の進捗状況等について監督員に報告を行うとともに、監督員その他関係者との十分な打合せ(月2回程度を想定)を行うこと。

(5) 受託者は、成果物に瑕疵が見つかった場合には、本委託業務完了後においても速やかに県の指示に基づき、関係資料等の改正を行わなければならない。なお、同改正作業に要する費用は、すべて受託者の負担によるものとする。

(6) 受託者は、本委託業務完了後であっても、本契約の範囲内における県の問い合わせ等に応じるものとする。

(7) 本契約期間中は、受託者は県の執務時間内(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)は常時連絡が可能な体制とすること。

(8) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

ア 本業務において暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査に協力すること。協力者等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

イ 「ア」により警察に通報又は捜査に協力した場合には、速やかにその内容を記載した書面により県に報告すること。

ウ 「ア」及び「イ」の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

エ 本業務において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、県と協議を行うこと。

(9) 本業務に係る契約者の決定及び契約締結は、本事業に係る令和6年度予算が成立し、執行可能となることを条件とする。

11 その他

(1) 使用する言語について

ア 納入成果物を始めとした全ての提出物及び会話、文書、メール等全ての意思疎通は日本語を用いることとする。

イ 本業務委託の関係者は、日本語による通訳等を介さない意思疎通が可能であり、県の意思を正確に把握可能な者とする。